

(J1-5) 土木学会役員・委員等外国出張旅費規則

| | |
|-------------|------|
| 平成6年3月18日 | 制 定 |
| 平成17年11月15日 | 一部改正 |
| 平成23年11月18日 | " |
| 2025年11月14日 | " |

(適用範囲)

第1条 本会の役員、委員等が、会長の命を受けて本会の用務で外国を旅行する場合の旅費については、原則として、この規則による。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、交通費、宿泊費、宿泊手当、海外旅行保険料及び渡航雑費とする。

(交通費)

第3条 交通費は、原則として、鉄道、船舶、航空機、車の旅客運賃を、路程に応じて実費支給する。

2 鉄道および船舶による旅行で用務上の必要により別に付属料金（特急料金、寝台料金等）を必要とした場合は、現に支払った各料金を支給する。

3 航空運賃はエコノミークラス相当を基本とする。ただし、会長、次期会長、副会長、理事、監事、支部長、支部幹事長、委員会委員長については、必要に応じビジネスクラス相当を支給することができる。

(日当)

第4条 宿泊手当は、国家公務員等の旅費に関する法律に基く「国家公務員等の旅費支給規程」（以下「旅費支給規程」という。）別表第三「二 外国」の額とし、一夜当たりの定額とする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、旅費支給規程別表第二「二 外国」にもとづき、会長・副会長・次期会長・専務理事・理事・監事は、項目「指定職職員等」の額を上限とし、支部長・支部幹事長・委員会委員長・委員会委員・幹事は、項目「職務の級が十級以下の者」の額を上限とする。ただし、宿泊費を本会が直接旅行業者等を通じてホテル等に支払った場合は、役員・委員等へは支給しない。

(海外旅行保険)

第6条 海外旅行保険は、土木学会の負担として死亡時保証額3千万円に必要な保険掛金額を支給する。なお、実際の保証金額および受取人の設定は、土木学会としては問わない。

(渡航雑費)

第7条 渡航雑費は、外国旅行に伴う予防注射料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税および旅客サービス施設使用料とし、必要な場合にその実費額を支給する。

(旅費の不支給)

第8条 当該外国旅行に要する費用について当会以外の者の負担に係るものがあるときは、前条の規定にかかわらず、その者の負担の範囲内において、旅費の全部または一部を支給しない。

(旅費の概算払および精算)

第9条 旅費は、概算により支給することができる。

2 前項の場合および旅行中に用務その他の都合によって目的地その他当初の予定を変更した場合は、帰着後直ちに精算するものとする。

(特例の取扱い)

第10条 会長は、この規則による旅費が著しく不適当と認められる場合は、その事情を考慮して、

特別の取扱いをすることができる。

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成6年3月18日 理事会議決）この内規は、平成6年3月18日から施行する。

附則（平成17年11月15日 理事会議決）規程を内規に変更し、平成17年11月15日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決）内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（2025年11月14日 理事会議決）この変更規則は、2025年11月14日から施行する。